

本ファイルでは、当社が発行した国内公募劣後債について記載しております。対象となる国内公募劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 第一回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第二回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

上記は、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、当社発行の全ての劣後債には、本ファイル末尾の『社債要項抜粋』と同内容の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

第一回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AE63
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第一回無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	400 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 400 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2014 年 6 月 26 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2024 年 6 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1 券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	0.94%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。

第二回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290BE62
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第二回期限前償還条項付 無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 100 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2014 年 6 月 26 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2024 年 6 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019 年 6 月 26 日 償還金額 : 元本全額償還 (1 券面当たり 1 億円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1 券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2019 年 6 月 26 日まで : 0.66% 2019 年 6 月 27 日以降 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR + 0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。

『社債要項抜粋』

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第 739 条に定める決議を行うことができない。

○ 実質破綻時免除特約

- (1) 当社について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債にもとづく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。
「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後 10 銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。
「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について、特定第二号措置（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）（以下「預金保険法」という。）において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。
- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および当社が本項に従い本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されることを、当該債務免除日の 8 銀行営業日前までに財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 本要項に反する支払
実質破綻事由が生じた後、本社債にもとづく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
実質破綻事由が生じた場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

○ 劣後特約

(1) 劣後特約

本社債の償還および利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載され

た配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④（本号なお書きの内容を含む。以下同じ。）と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

（停止条件）

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

（停止条件）

当社について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本号①ないし③に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①ないし③に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 上位債権者

本項において上位債権者とは、当社に対し、本社債および本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第1号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(4) 本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。